

農業の振興に関する提言・要望

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 戸別所得補償制度の推進について

(1) 平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保すること。

(2) 戸別所得補償制度の設計に当たっては、地域が独自に推進してきた取組が後退することのないよう配慮するとともに、地域振興作物単価の設定などの地域の実情が反映されるような制度とすること。

また、地方公共団体やJA等生産者団体が構成する地域水田農業推進協議会を制度に参画させる場合、その役割を法令等に明確に位置付けるとともに、所要経費に対して十分な予算措置を講ずるなど都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

とくに、米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。

(3) 戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、生産現場等が混乱することのないよう、対象品目、支援内容、加算措置のあり方等についてその詳細を早急に明らかにするとともに、周知徹底を図ること。

(4) 野菜・果樹生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜及び果樹も対象となるような所得補償の支援策を講じること。

また、農山漁村を再生させるため、漁業、林業に対しても戸別所得補償制度を導入すること。

(5) 新規需要米の流通経路の確立など農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

(6) 戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(7) 不作付地域改善計画の市町村認定の見直し等地域の事務負担の軽減を図ること。

2. 農業農村整備事業の推進について

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農山漁村地域整備交付金については、地方の自主性と裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とするとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策を推進すること。
- (4) 農地と農業用施設の災害復旧を円滑に実施するため、補助率増高申請事務手続きの簡素化を図ること。

3. 口蹄疫及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、事前対応型の防疫体制を整備すること。
とくに、「口蹄疫」については、国家防疫の観点から、「口蹄疫対策特別措置法」に基づき各種対策を迅速に実行し、早期終息を実現するとともに、口蹄疫の発生によって生じている様々な損失等を早急に回復するため、さらなる迅速かつ柔軟な対策をきめ細かく講じること。
- (2) 畜産・酪農業についても、戸別所得補償制度の導入など抜本的な経営安定対策を講じること。
- (3) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。
また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

4. 鳥獣被害防止対策の推進について

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、有害鳥獣の被害防止対策の充実を図ること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。
- (3) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害防止対策

や市街地における人身被害防止対策を講じるとともに、有害鳥獣の繁殖を抑制し個体数の適正化を図るなどの根本的な対策を講じること。

5. 食の安全・安心確保対策について

(1) 牛海綿状脳症（BSE）対策についてはリスクコミュニケーションを十分図りつつ、発生防止策及び安全確保対策を継続すること。

また、自治体を実施する20ヶ月齢以下の牛を対象としたBSEスクリーニング検査に係る平成20年8月以降の費用について十分な財政措置を講じること。

さらに家畜等に係る新たな感染症等の問題に対応するため、事前対応型の防疫体制を整備すること。

(2) 食の安全・安心に関する国民の信頼を回復するため、食品安全対策の強化を図ること。

6. 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組の一層の拡充を図ること。

7. 国産農産物の価格安定対策を拡充するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援を推進し、生産者の経営安定と所得の向上を図ること。

8. 農業算出額のデータ公表は、平成19年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

また、地域の食料自給率の算定ができるよう、平成17年度概算版を最後に更新されていない地域食料自給率試算ソフトを更新すること。

9. 中山間地域等を始めとする農山村の活性化について

(1) 中山間地域等直接支払制度については、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）」をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策など諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化するとともに、農商

工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

(2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

10. 都市農業振興施策の充実について

(1) 都市と農地・農業との調和を図り、都市農業が有する多面的機能を強化するため、都市における農地等の確保・保全に対する財政措置を講じるとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。

(2) 都市農地を適切に保全するために、生産緑地等に関する税制上の措置の拡充及び生産緑地制度の地域の実情に応じた面積要件の緩和等、必要な措置を講じること。

(3) 農住組合制度の組合設立認可の申請期限の延長及び地域の実情を踏まえた制度の見直しを図ること。

11. 農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農用地の確保に配慮したうえで、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう地方の裁量を拡大するとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。

12. 農業従事者の高齢化や農業機械の大型化に伴い、農作業中の事故が多発していることから、零細農家が労働者災害補償保険に加入することができるよう、加入資格要件の緩和を図るとともに、補償対象の見直しを行うこと。

13. 国際農業交渉等に係る適切な対応

W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉に当たっては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、日豪 E P A 交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう、慎重かつ粘り強く交渉すること。

14. 個々の担い手が抱える経営課題等に対応することができるよう、都市自治

体が実施するソフト事業等に対する財政支援を行うこと。

また、農業経営に必要な制度資金の充実強化を図るとともに、農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じること。